

第3節 国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための開発協力を含む外交活動とも

連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

1 国際平和協力活動の枠組みなど

① 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化の経緯

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国際連合平和維持活動（いわゆる国連PKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動並びに④旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。07（平成19）年には、国際平和協力活動を、付随的な業務¹から、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務²に位置づけた。

参考 図表Ⅲ-2-3-1（自衛隊による国際平和協力活動）
資料17（自衛隊の主な行動）、資料18（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、資料63（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料64（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

② 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

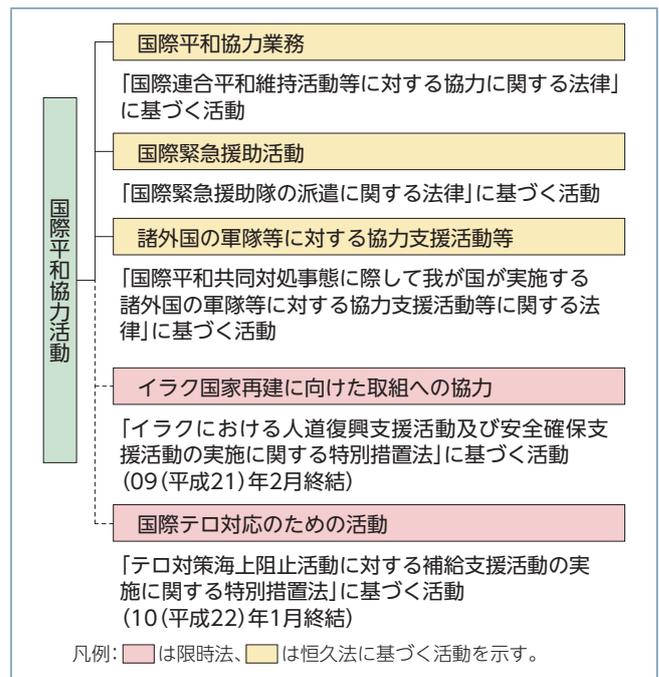
自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど、平素からの取組が重要である。このため、陸海空自ともに、派遣待機部隊などを指定し、指定された部隊などは、常続的に待機についている。

15（同27）年9月、国連は国際平和維持活動について柔軟性及び即応性を確保すべく、国連本部が各国の登録内容をより具体的に把握することを目的として平和維持活動即応登録制度（PCRS）
Peacekeeping Capability Readiness System
を立ち上げた。これを踏まえ、16（同28）年3月、わが国は施設部隊や司令部要員などについて登録を行った。

また、自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。また、多様な環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力及び情報通信能力の向上、並びに円滑かつ継続的な活動のための補給・衛生の体制整備に取り組んでいる。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育については、駒門駐屯地（静岡県）の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成及び訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連が実施するPKO活動などにおける派遣国部隊指揮官

図表Ⅲ-2-3-1 自衛隊による国際平和協力活動



1 自衛隊法第8章（雑則）或いは附則に規定される業務

2 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務はわが国の防衛であり、従たる任務は公共の秩序の維持、周辺事態（07（平成19）年当時）に対応して行う活動及び国際平和協力活動である。なお、周辺事態は16（同28）年の平和安全法制施行に伴い、重要影響事態に改正されている。

や、派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を、国連標準の教材や外国人講師を活用して行っている。さらに、平成26(2014)年度からは外国軍人や関係府省職員を含めた教育を行っている。これは、多様化・複雑化する現在の国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係府省や諸外国などとの連携・協力の必要性を重視したものであり、教育面での連携の充実を図ることで、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下で任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身

の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは極めて重要である。このため、防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施している。

また、メンタルヘルスケアとして、全隊員に対し、①派遣前のストレス軽減に必要な知識を与えるための講習、②派遣前から派遣後にかけての複数回のメンタルヘルスチェック、③派遣中のメンタルヘルス要員などによる隊員の不安や悩みなどの相談についてカウンセリング、④派遣中の本邦から専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育及び⑥帰国後の臨時健康診断を、継続的に実施している。

2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護(POC)、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)・治安部門改革(SSR)、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とされている。現在、16の国連PKOが設立されている(17(平成29)年5月末現在)。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などの国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は20年以上にわたり、国際平和協力のため、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務などを実施し、その実績は内外から高い評価を得ている。今後も国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国に対する国際社会からの評価や期待を踏まえ、国際平和協力業務などを積極的かつ多層的に推進していく。その際、わが国の貢献が国際社会に及ぼす効果を最大化する観点からも、自衛隊がなすべき協力の態様について、より深い検討が必要で

ある。そのため、国際平和協力業務などについては、自衛隊が蓄積した経験と施設分野などにおける高度な能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局などにおける責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大するなどして、より主導的な役割を果たすなど、防衛省として日本の国際貢献への取組に主体的に関与していく。

1 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan)

(1) UNMISSへの派遣の経緯など

05(同17)年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意(CPA)に署名したことを受けて、国連スーダン・ミッション(UNMIS)が設立された。

わが国は、08(同20)年10月以降、UNMIS司令部要員(兵站幕僚及び情報幕僚)として陸上自衛官2名を派遣していた。11(同23)年7月、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了した一方、平和と安全の定着及び南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)が設立された。政府は、国連からのUNMISSに対する

協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、同年11月に司令部要員2名（兵站幕僚及び情報幕僚）の派遣、同年12月には自衛隊の施設部隊、現地支援調整所（当時）及び司令部要員1名（施設幕僚）などの派遣、14（同26）年10月には司令部要員1名（航空運用幕僚）の派遣をそれぞれ閣議決定した。

南スーダンは6か国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献してきた。

Q参照 I部3章1節2項7（スーダン・南スーダン情勢）
 図表Ⅲ-2-3-2（南スーダン周辺図）
 資料65（南スーダンにかかる経緯）

(2) 自衛隊の活動

12（同24）年1月、南スーダンの首都ジュバ及

図表Ⅲ-2-3-2 南スーダン周辺図



南スーダン派遣施設隊第11次要員を南スーダンにおいて激励する
 若宮防衛副大臣（17（平成29）年1月）

びウガンダにおいて、自衛隊の国連PKO活動では初めて、現地支援調整所（当時）を設置し、派遣施設隊が行う活動に関する調整を開始した。派遣施設隊は同年3月にジュバの国連施設内での施設活動を開始して以降、順次活動を拡大し同年6月の第2次要員への交代以後は300名を超える規模を維持し、安全を確保しながら道路の補修や避難民向けの施設構築を行うなど、意義のある活動を行ってきた。

16（同28）年11月15日には、国家安全保障会議（九大臣会合）の審議を経て実施計画の変更を閣議決定し、同年12月の第11次要員への交代後、平和安全法制で新たに認められたいわゆる駆け付け警護の任務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わせることとした。

この第11次要員は、派遣に際しての準備訓練において、いわゆる駆け付け警護などに関する訓練を実施しており、部隊の練度は、新たな任務に十分対応可能なレベルに達していた。

また、第11次要員からは万一の事態の際も適切に対応できるようにするとの観点から、これまで3名だった医官を1名追加して派遣³するとともに、全隊員が装備する個人携行救急品を米陸軍の救急品と同等の機能を保持するよう品目の追加を行った⁴。このように、第11次要員ではさらなる衛生機能の充実を図っており、万全の態勢をとった。

派遣施設隊は、17（同29）年1月で派遣開始か

³ 南スーダンに派遣されている第10次要員（約350名）には、衛生要員約10名のうち医官3名が含まれていた。

⁴ 第10次要員までの携行救急品は、救急品袋、止血帯、救急包帯、チェストシール、止血ガーゼ、人工呼吸用シート、手袋及びはさみであったが、第11次要員から「眼球保護具」及び「止血帯（2本目）」が追加された。

ら5年という節目を越え、主要な実績だけでも、道路補修は延べ約260km、用地造成は延べ約50万²mなど、これまでのわが国PKO活動の中で、最大規模の実績を積み重ねてきた。南スーダンの国造りプロセスについて見れば、国際社会の努力により、新たな段階に入りつつある。具体的には、国連は、16（同28）年、首都ジュバの治安改善などを任務とする新たなPKO部隊の創設を決定しており、その早期の派遣が懸案となっていたが、現在、部隊の展開が開始されつつあり、南スーダンの安定に向けた取組が進みつつある。また、南スーダンにおいては、国内における民族融和を進めることが大きな課題であり、そのため同国政府は、同年、国民対話を行うことを決定し、対話を開始する旨発表するなど、国内の安定に向けた政治プロセスに進展が見られる。

一方で、部隊の活動は、これまでのわが国PKO活動の中で、最大規模の実績を積み重ねており、わが国としては、自衛隊が担当する首都ジュバにおける施設活動については、一定の区切りをつけることができると考えた。このような点を総合的に勘案した結果、17（同29）年3月10日、5月末をもって自衛隊の施設部隊による活動を終了することを政府として決定し、同年同月24日、稲田防衛大臣は業務終結命令を発出した。要員は撤収作業に従事した後、同年5月末までに南スーダンから順次撤収し、UNMISSにおける施設部隊による業務を終結した。

なお、国連より、道路の維持補修などに活用す



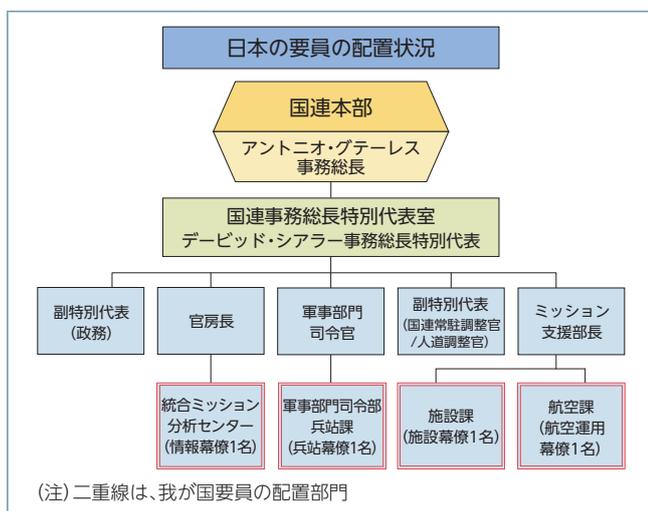
隊旗返還式において稲田防衛大臣に隊旗を返還する南スーダン派遣施設隊長
（17（平成29）年5月）

るため派遣施設隊が保有する重機、車両、居住関連コンテナなどの物品の譲渡要請があったことから、わが国によるUNMISSへの協力をさらに効果的なものにするため、これらの物品を無償でUNMISSに譲渡した。また、この譲渡に先立ち、UNMISSの要請を受け、日本隊撤収後もUNMISSがこれらの重機などを用いて円滑に施設活動を行えるよう、UNMISS職員に対し重機などの操作、整備に関する教育を行った。

派遣施設隊のこうした献身的な活動は、国連及び南スーダンから感謝され高い評価を受けた。なお、UNMISS司令部に対する要員派遣は継続し、引き続き、UNMISSの一員として活動に貢献していく。

Q 参照 II部3章3節（平和安全法成立後の施行状況）、図表Ⅲ-2-3-3（UNMISSの組織）、図表Ⅲ-2-3-4（南スーダン派遣施設隊の概要）、資料65（南スーダンにかかる経緯）、資料66（UNMISSにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方）

図表Ⅲ-2-3-3 UNMISSの組織



(3) UNMISSにおける日豪協力について

これまで、防衛省・自衛隊は、イラク人道復興支援活動や国連平和維持活動などの現場において、オーストラリア軍と様々な協力を行ってきている。UNMISSにおいても、12（同24）年8月以降、2名の豪軍要員が派遣され、施設隊とUNMISSの連絡調整を支援するなど日豪両国の協力関係は続いていた。さらに、豪軍からの要請を受けUNMISSと調整のうえ、17（同29）年1月から同年5月までの間、豪軍要員2名を日本隊



南スーダン派遣隊の活動状況

南スーダン派遣施設隊(第11次要員) 隊本部第3科運用訓練幹部
1等陸尉 土屋 良平

私は、南スーダン派遣施設隊において、部隊の運用と訓練を担当していました。本派遣は、私にとって初の国際任務であり、日本の代表として活動できることにやりがいを感じるとともに、部隊の安全を確保しつつ効果的な活動ができるよう、日々緊張感をもって業務に取り組みました。

私たち派遣施設隊第11次要員には、いわゆる駆け付け警護及び宿営地の共同防護という新たな任務等が付与されました。派遣間に新たな任務等を遂行することはありませんでしたが、派遣前から、また、派遣間においても訓練を重ね、いつ命令を受けても対応できる状態を維持しました。

平成29年3月、UNMISSにおける派遣施設隊の活動終了が発表され、5月末までに南スーダンから撤収することとなりました。5年4カ月に亘る活動の有終の美を飾れるよう、派遣施設隊一丸となって施設活動に取り組みました。UNMISSから付与された全てのタスクを完了できたことを誇りに思っています。

撤収にあたっては、UNMISSに譲与する器材の操作教育を実施する等、これまで培った技術とノウハウをUNMISS職員に継承して、ジュバの地を後にしました。これまで国際任務における実績や教訓を積み上げてこられた方々や私たちが任務に専念できるよう支えてくれた関係者と家族に感謝するとともに、今後も南スーダンの平和と安定に向けた取り組みが継続されるよう願っています。



UNMISS司令部要員と調整する筆者(左)



UNMISS司令部の活動状況

UNMISS 情報幕僚 2等陸佐 成澤 伸洋

私は、平成28年6月から第8次UNMISS司令部要員(情報幕僚)として南スーダンの首都ジュバで勤務しています。

私が勤務するJMAC(統合ミッション分析センター)は、文民、警察及び軍人で構成される組織です。私が所属する部署では、インド陸軍とオーストラリア陸軍の両少佐及びバングラデシュ人の文民とともに、主としてUNMISSが収集した各種情報資料のデータベース化、南スーダン全土の治安情勢や国内避難民数などの統計資料の作成を実施しています。

ここで働く者は皆、国籍が異なり様々な経歴を有していることから、情報業務に対する取組や調整の仕方などが日本とは異なり、毎回新鮮な驚きであふれています。

司令部要員は私以外に、兵站幕僚、施設幕僚及び航空運用幕僚の3名が当地で勤務しており、4名全員が助け合いながらトンピン地区内の国連宿舎に居住しています。

我々司令部幕僚4名は、UNMISSでの勤務を通じて、国連ミッションひいては国際貢献に携われたことに感謝しつつ、施設隊撤収後も引き続き緊張感をもって任務を完遂し、後任者に確実に業務を引き継いでいきたいと思っています。

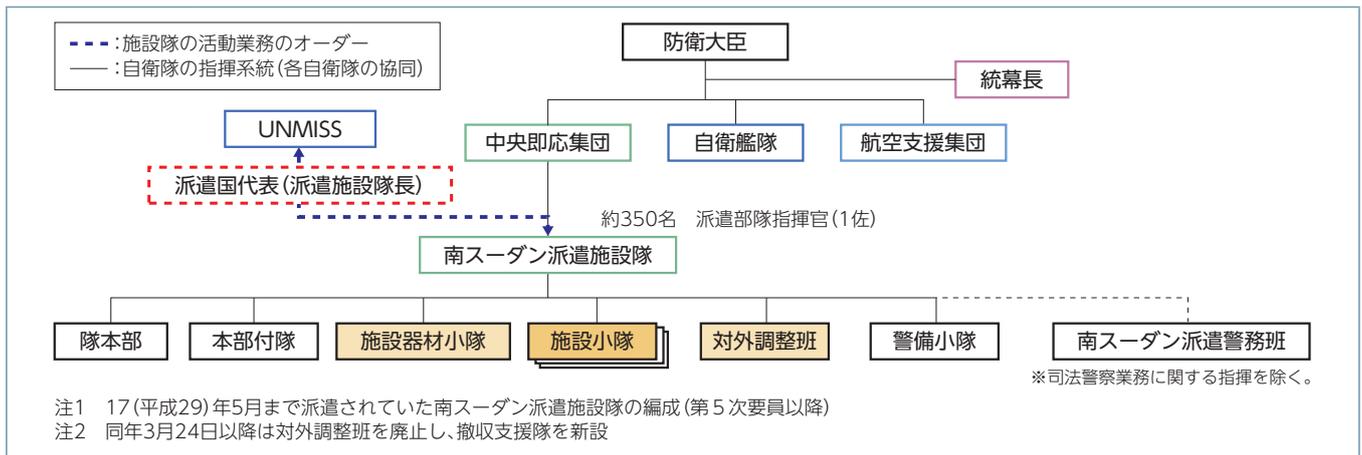


JMACにて勤務中の著者(手前)



著者：左から2人目

図表Ⅲ-2-3-4 南スーダン派遣施設隊の概要



宿営地に受け入れた。この際、各種手続きを円滑に行うため、日豪ACSAを適用し、支援を実施した。

2 国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連平和維持活動局(国連PKO局)に2名(課長級1名、担当級1名)の自衛官を派遣しており、約2年間の予定で国連PKOの方針策定、計画作成に関する業務を行っている。また、国連フィールド支援局に1名の事務官を派遣しており、三角パートナーシップ・プロジェクト⁵の一つである国連アフリカ施設部隊早期展開支援プロジェクト(ARDEC)などの業務を行っている。

Project for Africa Rapid Deployment of Engineering Capabilities

【参考】 資料67(国際機関への防衛省職員の派遣実績)

3 PKOセンターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカ所在のPKOセンターなどに自衛官を講師などとして派遣しており、これらPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。08(同20)年11月におけるアフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(CCCPA)への派遣以降、17(同29)年6月までに女性自衛官2名を含

む延べ29名(計25回・計8か国)の自衛官を派遣した。派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性や自衛隊が経験した国際緊急援助活動の講義など、自衛隊が海外の活動で得た経験や教訓についての教育を行った。

【参考】 資料67(国際機関への防衛省職員の派遣実績)

4 国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト(ARDEC)への支援

日本は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後とも、PKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、14(同26)年9月のPKOサミットにおいて、安倍内閣総理大臣が積極的な支援を表明し、本プロジェクトによって具体化された。



国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトにてケニア軍に対してロードローラの操作法を教育する陸自隊員

⁵ 国連、国連PKOの要員派遣国及び技術や装備を有する第三国間の協力により、国連PKOの要員派遣国の要員の能力向上を支援するパートナーシップ

本プロジェクトは、国連フィールド支援局が、わが国が拠出した資金を基に、重機の調達や施設要員への訓練を実施するものである。15（同27）年9月から10月、ナイロビ（ケニア）にある国際平和支援訓練センターに陸上自衛官を教官として派遣し、東アフリカの4か国から10名の要員が参加して重機の操作及び整備の訓練を実施した。

また、16（同28）年6月から10月、同訓練センターにおいて、訓練が2回実施され、陸上自衛官を派遣（2回目は自衛官に加えて事務官も派遣）し、参加した約60名の要員に対して訓練を実施した。防衛省は、今後実施される訓練についても、積極的に支援していく。

3 国際緊急援助活動への取組

近年では、軍の高い能力の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援などに活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

Q参照 資料64（自衛隊が行った国際平和協力活動）

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987（昭和62）年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（国際緊急援助隊法）」を施行し、被災国政府又は国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992（平成4）年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

Q参照 資料17（自衛隊の主な行動）

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、中央即応集団や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。さらに、15（同27）年4月から、P-3C哨戒機による搜索活動の要請があった場合、迅速に対応できるよう態勢を整備した。

3 ニュージーランドにおける地震被害に対する国際緊急援助活動

16（同28）年11月13日、ニュージーランド南島で発生した地震被害に関し、同月15日、ニュージーランド政府から被災状況確認の要請があり、外務大臣との協議の結果、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、同日から4日間、多国間共同訓練などに参加するためニュージーランドに派遣中であった海自P-1哨戒機1機による被災状況の確認のための飛行を実施した。